

WAKWAK 追加規程 別紙 1. IPv6 接続機能について

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下、「当社」といいます)は、インターネットマルチフィード株式会社(以下、IMF といいます)の提供する transix サービスを利用して当社が提供する IPv6 接続機能(以下、「本機能」といいます)について、当社の提供するインターネット接続サービス WAKWAK の契約者(以下、「契約者」といいます)に対し、以下のように WAKWAK 追加規程別紙 1(以下、本規程別紙といします)を定めます。

(本規程別紙の範囲)

第 1 条 本規程別紙は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約に基づく WAKWAK 追加規程の別紙に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規程別紙が異なる場合には、本規程別紙が優先されます。契約者は、本規程別紙について、WAKWAK 利用規約および WAKWAK 追加規程とともに遵守するものとします。

(本機能の対象接続サービス)

第 2 条 本機能は以下の接続サービスにおいて提供します。

- ・WAKWAK 光 with フレッツ シリーズ
- ・WAKWAK for マンション全戸光(利用者向け)
- ・WAKWAK 光プラス
- ・WAKWAK ドコモ光
- ・WAKWAK コムシス光
- ・WAKWAK 光コラボ
- ・ざんまい光 ファイン/マンション/ワイド/マンションワイド
- ・XePhion エンタープライズ BF/BA/BZ

(本機能の提供条件)

第 3 条 本機能の利用には以下の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 第 2 条に定めた対象接続サービスのいずれかを利用していること
- (2) (1)に定めた接続サービスコースに対応した東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」といいます)または西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」といいます)が提供するフレッツ光回線もしくは光コラボレーションモデルによる光アクセスサービス(以下「光回線」といいます)を利用していること。
- (3) (2)で定めた光回線において NTT 東日本・NTT 西日本または光コラボレーション事業者が提供する「フレッツ・v6 オプション」を利用していること。
- (4) IPv6 インターネット接続に対応した OS 及び通信機器を準備すること。

(本機能の利用開始)

第 4 条 本機能の利用開始を希望する契約者は、あらかじめ本規程別紙を承諾のうえ、当社が別途定める利用開始手続きを行っていただきます。

(フレッツ・v6 オプションの申込)

- 第 5 条 「フレッツ・v6 オプション」を契約していない場合、IPv6 機能の利用開始を希望する契約者は、当社へその申込に関する代理権限を委任し、IMF を介して NTT 東日本・NTT 西日本に対して「フレッツ・v6 オプション」を申込むことにあらかじめ同意することとします。
- 2.「フレッツ・v6 オプション」の申込にあたり、光回線の開通案内に記載されたお客様 ID (CAF/COP 番号)および回線契約者氏名(カナ)またはアクセスキーが必要です。
- 3.「フレッツ・v6 オプション」は NTT 東日本・NTT 西日本または光コラボレーション事業者が提供するサービスであり、当該サービスの利用契約に関する基本事項および料金については NTT 東日本・NTT 西日本または光コラボレーション事業者の定める IP 通信網サービス契約約款等に従っていただきます。
- 4.「フレッツ・v6 オプション」の開通に伴い、NTT 東日本または NTT 西日本より契約者へ開通案内が送付されます。送付先は光回線の設置場所住所もしくは契約者住所であり、送付先氏名は光回線の契約者名となります。
- 5.当社が契約者を代行して申込んだ「フレッツ・v6 オプション」は申込の取消しはできず、「フレッツ・v6 オプション」のご利用開始後に別途解約手続きが必要です。

(契約者が行う本機能の利用停止)

第 6 条 契約者は、本機能の利用を停止したい場合、オンライン会員サポートページにて利用停止手続きを行っていただきます。

(当社が行う本機能の利用停止)

第 7 条 当社は以下の場合に、本機能の利用を停止します。

- (1)本規程別紙第 2 条に定めた接続サービスコースを解約した場合、もしくは本規程別紙第 2 条に定めた接続サービスコース以外の接続サービスコースへコース変更した場合、または WAKWAK 利用規約第 26 条により契約者資格を中断した場合
- (2)NTT 東日本エリアおよび NTT 西日本エリアを跨いで移転した場合
- (3)本規程別紙第 2 条に定めた接続サービスコースに対応した光アクセスサービスを解約した場合
- (4)「フレッツ・v6 オプション」を解約した場合

(契約者情報の取り扱い)

第 8 条 契約者は、本機能の利用を目的として、当社と IMF および NTT 東日本・NTT 西日本との間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することについてあらかじめ同意します。

- (1)本機能の利用開始手続きの処理状況
- (2)本機能および光回線の利用契約の変更にかかる事実
- (3)WAKWAK の利用契約内容
- (4)契約者からの問合せ内容
- (5)お客様 ID、アクセスキー等

(免責事項)

第 9 条

本機能はベストエフォート型の機能であり、一定の通信速度を保証するものではありません。

*本規程別紙に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

本規程別紙は 2017 年 12 月 1 日より実施します。

表示価格は、特に記載がある場合を除きすべて税抜です。

2019 年 7 月 1 日一部改定 2022 年 1 月 28 日一部改定